



Title	「仮象の論理」から普遍性に関する論理へ：『純粹理性の批判』を「推論する能力」としての理性から再考する
Author(s)	三輪, 秦之
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2020, 54, p. 43-59
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/91358
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「仮象の論理」から普遍性に関する論理へ —『純粹理性の批判』を「推論する能力」としての理性から再考する—

三輪 秦之

キーワード：理性の本性／理性推論／理念／統制的原理／仮説的使用

1 『純粹理性の批判』と理性の批判

『純粹理性の批判』の眼目は、人間の認識能力を「感性」、「悟性」、「理性」に区分し、その中でも特に「理性」の能力についての限界を定め、理性が経験を超えて自ら生み出す「純粹理性概念 (ein reiner Vernunftbegriff)」である「理念 (Idee)」に関する誤謬を防ぐことにある。つまり一言でいえば、『純粹理性の批判』とは「理性があらゆる経験に依存しないで追究する一切の認識に関しての、理性能力一般の批判である」(A XIII)。

以上のように、『純粹理性の批判』はその文字通りに「理性の批判」であるのだが、では理性とは一体何なのか。この点については、どのような観点に立って「弁証論」を論じようとするかによって従来から見解の分かれるところである。そしてこうした事情は、カント自身が理性に一貫性を持たせることが困難に見える種々の性質を帰属させていたことにも起因するだろう。¹⁾

本稿では、こうした「理性」の能力の多義性をいったん脇においたうえで、その理性能力を論じる「弁証論」について一考を加えるために、カントが「理性の本性 (die Natur der Vernunft)」と呼ぶものをまず中心的にとりあげたい。カントはさまざまな箇所で理性に多様な定義を与えつつも、「理性の本性」については一定の共通点を見出せるような説明を与えている。それはまず『純粹理性の批判』第一版の序文の冒頭、つまりまさに『純粹理性

の批判』の最初において述べられる。

人間の理性は自身のある種の認識において、特別な運命の下にある。すなわち理性は、自身が斥けることのできない問い合わせ（Fragen）によって悩まされるが、それはこの問い合わせが理性そのものの本性によって理性に課せられている（aufgegeben）からであり、しかも理性はこの問い合わせに答え（beantworten）こともできないが、それはこの問い合わせが人間の理性のあらゆる能力を超えているからである（A VII）。

こうした「理性の本性」に関するカントの見解について注目したいのは、次の点である。すなわちこの中には、理性は「問い合わせ（Fragen）」に「答える（beantworten）」という関係と、ある種の問い合わせは答えることができないとしても、それが「課されている（aufgegeben）」という二つの関係があることである。ところで、カントがこのように理性の本性によって課されると見なす問い合わせは、「弁証論」の主題である「理念」に関するものであることは以下の記述から明らかである。「超越論的的理念は純粹な理性概念であり、…それは恣意的に偽造されたものではなく、むしろ理性そのものの本性によって課せられている」（B 384）。したがって理性にはその本性によって「理念」が課されるのだが、なぜ理性がこうした理念に至るかというと、理性がある種の「推論」を行うからである。すなわち「純粹な理性概念の超越論的（主観的）実在性は、少なくとも次の事実に依拠しているが、それは私たちはある必然的な理性推論によってそうした理念に至る、ということである。…こうした理性推論は、理性推論というよりも詭弁的推論と呼ばれることがあるが、ただしその動因からするとやはり理性推論と名づけられうるのであって、なぜならその推論は偽造されたり偶然生じたものではなくて、むしろ理性の本性から生じたものだからである」（B 397）。

以上のことと踏まえると、理性ないしその本性とは広く「推論」に関係したものであり、そして論点として取り上げられるのが、理性がある種の推論

において理念を導き出す、という事態である。このような理性の推論的な構造が「弁証論」において展開される主題の一つであることは確かである。こうして「理性の本性」に注目するならば、「理性の批判」が始まる「弁証論」には次のような展開を見出せるだろう。まず『純粹理性の批判』によって批判されるのは理性であるが、その理性とはどういう能力か、つまり理性の本性とは何かというと、それは理性が推論に関する能力であるということであり、その推論によって問い合わせる関係が生じるのであり、そしてその推論において理性は必然的に「理念」に関係した問い合わせである「課題 (Aufgabe)」(B 380) (あるいは「問い合わせ (Fragen)」ではないような「問題 (Problem)」) (B 384) に至る、ということである。

このような理性の本性ないし理性による推論関係に注目するならば、『純粹理性の批判』における理性批判については、問い合わせに対する答えという関係と、ある種の問い合わせ課題として残されるという、問い合わせの二重の関係が見出せる。あるいはこの関係を言い換えるならば、理性は与えられた問い合わせに対して答えを与えるようとするが、ただし人間の理性ではある種の問い合わせについて答えを与えることができない、ということになるだろう。すなわち、理性推論における問い合わせと答えという関係において、諸々の問い合わせには答えが与えられるが、ただし一定の問い合わせには答えが与えられず、その問い合わせは課題（問題）にとどまる。

以下では、理性をこのような問い合わせ、答え、そして課題という関係を中心にして展開される能力として捉え、「弁証論」をこうした理性推論一般に関する構造から、すなわち「理性的思考そのものの構造」(cf. Willaschek 2018, p.3) から生じる論理として再構築する近年の試みについて触れる。そして以上の点から、理性能力を論じる「弁証論」についての解釈を試みたい。

2 「推論する能力」としての理性

理性が自ら生み出す理念について論じる「弁証論」の中では、理性は「推

論する能力」(B 386) と述べられるように、理論的な場面での理性は主に推論に関する能力として念頭に置くことができる²⁾。そうした場面で挙げられる推論とは次の二通りにある。第一に、たとえば「すべての人間は死ぬはずである」から「何人かの人々は死ぬはずである」という結論を導く「直接推論」と、第二に、「すべての人間は死ぬはずである」という命題から（「すべての学者は人間である」というような命題を組み合わせて）「すべての学者は死ぬはずのものである」という結論を導く「間接推論」である。「弁証論」において主に論じられるのは後者の「間接推論」、すなわち三段論法である。

「弁証論」において間接推論の例として見出されうるのは、次の理性推論である。

理性推論 A (B 378)

P1　すべての人間は死ぬはずである

P2　カーユスは人間である

K1　カーユスは死ぬはずである

カントはこの推論について次のように述べる。この推論における結論（「カーユスは死ぬはずである」）は、「たんに悟性によって経験から得ることもできる」かもしれないが、しかし以下のような別の方法でも導くことができる。すなわちこの結論について、「この判断〔結論〕の述語（断言一般）がそのもとで与えられる条件を含んでいる概念（すなわち、ここでは人間という概念）を求め、そしてその全範囲にわたると解される条件のもとにこの概念を包摂した（「すべての人間は死ぬはずである」）後で、〔「カーユス」という対象を「人間」の概念に包摂した「カーユスは人間である」という（中間）命題を介して〕私はこれにしたがって私の対象の認識を規定する〔、つまり「カーユスは死ぬはずである」という結論を導く〕」(B 378)。

3 理性推論における「条件」

以上のような構成に限れば、理性推論において結論を下すための要点となるのは、理性はこうした推論において「自らの判断（結論）の普遍的な条件を探し求めるということ、そして理性推論それ自身が、その条件を普遍的な規則（大前提）のもとへと包摂することによって下される、一つの判断にほかならない」（B 364）ということである。つまり順序からいえば、「カーユスは死ぬはずである」という結論について、まず「ここでは人間という概念」が求められ、そして「すべての人間は死ぬはずである」という大前提が置かれて、結論が導かれる。

しかしここで一度立ち止まって考えたいのは、こうした理性推論における次の点である。すなわちカントは、確かに理性推論において結論の条件を探してそれを普遍的な条件に包摂し、そして結論を下してはいるが、しかしながらこの時、大前提と小前提をつなぐ条件としての「人間という概念」を持ち出すことについては何も語らず、ほとんど自明のようにその概念を求めている、ということである。つまりカントはいわば一足飛びに大前提と小前提とをつなぐ人間の概念を求めてはいるが、それに対して「カーユスは死ぬはずである」という結論を導くためには、たとえば次のように「人間」ではなく「アテナイの人」という概念を求めるもありうるだろう。つまり

理性推論 A'

P1' すべてのアテナイの人は死ぬはずである

P2' カーユスはアテナイの人である

K1 カーユスは死ぬはずである

こうした推論も考えられうる限り、留意したいのは、最初の理性推論を構成したときには次の二つの過程が見出されうることである。すなわち、まず第

一に「自らの判断（結論）の普遍的な条件」を求めて、そして第二にその上でその条件を「普遍的な規則（大前提）のもとへと包摂する」という過程である。この時、前者の結論を導くための条件を求める、という場合に注目すると、理性推論にはある種の段階があると考えられる。なぜなら、結論に対する条件を含んだ判断（小前提）もまた一つの結論であるとみなしうるのであるから、その判断の条件を包摂するさらなる条件へと遡る、という過程が考えられるからである。したがって、たとえばここで「カーユスは死ぬはずである」という判断のために求めたのは「アテナイの人」という概念でもあるが、さらにこの「アテナイの人」についてもその条件として、たとえば「ギリシャ人」といった概念を考えることも可能である（Vgl. Serck-Hansenn 2011, S. 62.）。

以上のように、与えられた結論に対して、それを導くためにより高次にある条件を見出す、という構造は、理性推論一般について見出されうるものであり、こうした構造はさらに次のような単純な形式に変えることができる。それは「なぜ A か」という問い合わせに対して、「なぜなら B である」と答える、という形式である（cf. Willaschek 2018, p.6.）。すなわち「カーユスは死ぬはずである」という結論について、「カーユスはなぜ死ぬはずなのか」という問い合わせが与えられ、それに対して「なぜならカーユスはアテナイの人であり、すべてのアテナイの人は死ぬはずだから」という答えが与えられる。同様に、「なぜアテナイの人は死ぬはずなのか」という問い合わせに対して、「アテナイの人はギリシャ人であり、すべてのギリシャ人は死ぬはずだから」という答えが与えられる。そしてこの問い合わせと答えの関係が繰り返されたうえで、推論における「人間」という条件に至り、「すべての人間は死ぬはずである」という判断が下されていると考えることは可能だろう³⁾。こうして理性推論には推論において結論を下すほかに、大前提と小前提とをつなぐ条件を遡るという構造が見出されうる⁴⁾。すなわち推論能力としての理性において見出される特徴とは、それが推論において「なぜ」という問い合わせに対する「なぜなら」という答えを反復していくという、「論証的」かつ「反復的」な性格を

認めることができる（ibid.）。そしてこのように再三判断の条件について問い合わせ続けるという理性推論の構造を表現するようにして、カント自身は純粹理性について次のように述べる。

純粹理性が要求しているのは次のことであるが、それは、私たちはある事物のあらゆる述語に対して、その述語が属する先の主語を求めるが、ただしこの主語は必然的に再び単なる述語であるだけなのだから、この述語に対してまた再び、というようにして、無限に（あるいは私たちが達する限り）主語を求めるべきである、ということである（IV 333）。

こうした理性推論の反復的性格に関して付言しておきたいのは、カントが理性の使用について述べるとき、理性推論を結論を下すためのただの「推論（Schluss）」としてではなく、むしろ一つの「手続き（Verfahren）」としてみなすことがあり、そしてそうした手続きによって成立する諸条件の系列については「下降的系列」と「上昇的系列」とを区別している、という点である（B 388、B 392ff.）。この時の下降と上昇とはたんに比喩的な意味であろうが、「下降的」とは条件から結論を下す、つまり大前提から小前提を経て結論へと至る方向であり、「上昇的」とは逆に結論から条件を求め、大前提へと至る方向と見なすことができる。すなわち、理性推論の上昇的系列における手続きとして「カーユス」に対して「人間」が認められたことを敷衍するならば、「アテナイの人」や「ギリシャ人」に関する述語に対して、それを包摂するような上位の主語を理性は要求していると考えることができる。理性が「理念」に至る（あるいは「理念」を必要とすることになる）のは後者の「上昇的系列」の場合であるとされるが、なぜなら理性が与えられた結論について、それを導くための高次の（上位の）条件を遡るという手続きを経ていくことで、理性は最終的な条件を求めて次のような事態に直面するからである。

かつてより知られていることだが、あらゆる実体に関する本来の主語、すなわちすべての（述語としての）付隨性を分離した後になお残るもの、つまりこの実体的なものそれ自体がいかなるものであるかは、私たちにとって未知のものである（IV 333）。

すなわち、あらゆる述語としての条件を遡ったうえで思い至る「本来の主語」といったものは、論理的な手続きを繰り返したうえで思考されうるもので、有限な理性にとっては未知のものである。いいかえれば、諸条件の遡及において思考される最終的な主語（条件）といったものについては対象を規定するような判断が成立しない。この点において理性は誤った判断を下しうるのであり、したがって誤謬に陥る可能性があるのであって、それを防ぐことが「弁証論」の「仮象の論理学」としての一つの目標である⁵⁾。

以上の要点を述べると、カントが挙げる理性推論には次のような特徴が見出される。すなわち、カントは「カーユスは死ぬはずである」という結論を求めるために、上位の条件として「人間という概念」を求めているが、しかし「アテナイの人」や「ギリシャ人」といったような、より低次の条件から始めてその高次の条件を求めていくような推論構造も考えることができる。そしてそのような推論において、あらゆる述語を分離したような「本来の主語」といった未知の概念を思考する。こうしたあらゆる述語を排した本来の主語とは、述語から主語への遡及、つまり条件づけられたものから条件へという遡及において見出される、それ自体は条件づけられない「無条件的なもの」とみなしてもよいであろう。したがって、「純粹理性概念は一般に、無条件的なものの概念によって説明できる」（B 379）。

4 無条件的なものあるいは理念とは何か

理性はこうした条件づけられたものから条件へ、という条件の遡及において「無条件的なもの」ないし「純粹理性概念」すなわち「理念」に至ろうと

し、そしてそれに基づいて「弁証論的推論」が成立する。こうした推論によって理性はアンチノミーに陥ることになり、「弁証論」の主題である「アンチノミー論（Antithetik）」（B 448）が展開されることになる。さて、このアンチノミー論の詳細に立ち入る前にここで一度考えてみたいのは、そもそも理性推論において判断の最も普遍的な条件として求められる「無条件的なもの」や「理念」とは、一体どのようなものとみなすことができるか、ということである。

この点に関してまず手助けになるのは、カントによる「普遍的なもの」についての次の場合分けである。カントは先に述べてきたような理性推論の手続きにおける理性を「特殊的なものを普遍的なものから導出する能力」（B 674）と言い換えたうえで、この普遍的なものを次の二つの場合から区別する。

ある場合では、普遍的なものはすでにそれ自体確実であって与えられていて、この場合にはただ包摂のための判断力だけが必要であり、特殊的なものは包摂によって必然的に規定される。この場合を私は理性の確然的使用と名づけたい。別の場合では、普遍的なものはたんに蓋然的に仮定される（problematisch angenommen）だけで、単なる理念であって、[この場合には] 特殊的なものは確実であるが、この特殊的なものという結果に対する規則の普遍性はなお一つの問題（Problem）である（B 674）。

つまり理性は普遍的なものから特殊的なものを推論する能力とみなされることがあるが、この時に求められるのは「判断力」だけで、理性そのものは関係がない。むしろ理性の能力に力点が置かれるのは、特殊的なものに対して普遍的なものが思考される場合である。

ここで注意したいのは、特殊的なものに対する普遍的なものは「蓋然的に仮定される」という点である。それが意味するのは、理性によって用いられる普遍的なものあるいは普遍性については、ある種の確実ではないような、

たんに「仮定」のようなものとして問題にとどまるものがある、ということである。ここでいう仮定とは何か、ということについてはより精緻な考察が必要であるが、カントはこうして普遍的なものとして仮定される原理を数学の「公理」と類比的に扱う箇所がある（Vgl. B 356）。すなわち理性が普遍的なものとして仮定する原理とは、一種の公理のような性質を有するものである。

さて、ここで疑念が生じる。なぜカントは理性推論における理念を一種の問題としてでも仮定しようとしたのか。あるいは、カントは無条件的なものとしての理念を仮定することで、何を目的としていたか。すなわち、理性は条件づけられたものから条件へ、条件からさらなる条件を邇及していく、その中で理性はもっとも普遍的なもの、つまり無条件的なものとして理念を仮定するが、それは何のために仮定されるのか。

5 理性に関する二つの使用

カントは理性推論における「普遍的なもの」をたんに仮定されるにすぎないものと見なしていたが、一般的に仮定には二つの性質が見出されるだろう。一つ目は、仮定とはそれ自体は「真である」とは断定できない（「真でありうる」にすぎず、「偽である」かもしれないもの）、ということであり、二つ目は、仮定とはそれが推論の出発点とされることで他の命題が導き出されるような、公理に類比した一種の原理として体系を構成するための前提である、ということである。以上の二点に対応するように見えるのは、カントが理念一般に関する論理を展開するにあたって、理性推論における理念を「統制的原理」として扱っていることと、そしてそのような場合において理性の「仮説的使用」を行うことによって理念を導き出している、ということである。

まず理念は「統制的原理」として扱われるという点について、カントは次のように述べる。理性推論における「理性の原理」とは、「規則として、背進（Regressus）〔諸条件の邇及〕において私たちによって何が行われなけ

ればならないかということを要請するのであって、何があらゆる背進に先立って客觀においてそれ自体として与えられているかということを予料するものではない。それゆえ私はこれを理性の統制的原理 (*ein regulatives Prinzip der Vernunft*) と名づける」(B 537)。理性推論においては「背進」すなわち条件づけられたものから条件へという遡及が行われ、そしてその遡及において系列の完全性を与えるための原理として無条件的なものが求められるが、しかしそれはただの論理的に思考されうるだけのものであり、何らかの対象を規定するのではない。むしろそうした論理上の思考物をあらゆる経験に先立ってそれ自体で与えられたと見なし、そしてそれについて何らかの判断が成立すると考えること、すなわちそれによって何らかの対象ないし対象についての判断が与えられるような「構成的」なものと見なすことに理念による仮象の根拠がある。理念に関する論理として「弁証論」を論じる必要があるのは、理性推論によって陥るそうした仮象を防ぐためであって、したがって理性の原理とは構成的とはみなされず、ただの「統制的原理」にとどまる。それゆえこの原理が述べるのは、背進によって到達される理念や無条件的なものに関する対象ではなくて、むしろ無条件的なものに至ろうとする背進の手続きに関する規則、すなわち「背進において私たちに何が行われなければならないか」ということだけである。

そして理性の「仮説的使用」とは、理性が普遍的なものから特殊的なものを導出するときに用いられるものであるが、その使用とは次のようなものである。「[普遍的なものから特殊的なものを導出するという] この場合には、総じて確実に見出されるであろう数多くの特殊的な事例について、それらの事例はある規則から生じるのかどうか、という仕方でその規則が追究されるのであり、そしてこの時に、申し立てられうるあらゆる特殊的な事例が同規則から生じるように見えるならば、規則の普遍性が推論されうるのであり、しかもその後には同規則からそれ自体は与えられてもいいすべての事例についても推論される。こうした後者の場合を私は理性の仮説的使用 (*der hypothetische Gebrauch der Vernunft*) と名づけたい」(B 674)。理性とは「特

殊的なものを普遍的なものから導出する能力」とも言い換えられたが、理性は同時にこの「普遍的なもの」自体を追求する能力として働くのであり、言い換えれば理性は推論においてさらに高次の普遍的な条件を求める能力である。この場合には「普遍的なもの」は単に仮定にとどまらざるを得ないのだが、しかしこのような仮説的使用が行われるのは次のような眼目があるからである。すなわち、「理性の仮説的使用は悟性認識の体系的統一へと向かっているが、しかしこの体系的統一は規則の真理の試金石であり、(たんなる理念としての) 体系的統一はたんに企てられた統一 (projektive Einheit) にすぎない。私たちはこの統一をそれ自体で与えられたものとしてではなく、たんに問題とみなさなければならぬのでとしても、ただしこのような体系的統一は、多様で特殊的な悟性使用に対して原理を発見し、こうしたことによって悟性使用を、与えられていない事例にまで導き、連関させることに役立つのである (B 675)。仮定に関する二つの性質と比較するならば、特殊的なものと普遍的なものとの関係において、まず普遍的なものが仮定されることによって、はじめて普遍的なものから特殊的なものを導くという諸認識の関係、すなわち体系や統一がもたらされるのである。この時の普遍的なものと特殊的なものとの関係は「企てられた」ものであり、普遍的なものはたんに論理的に仮定されるだけで、その仮定の真理については不問とされるが、しかしその仮定によってはじめてそうした関係が成立する。それが理性によって「仮説的使用」が行われることの眼目である。

6 普遍性への漸近という課題と方向づけの論理

以上のように、理性推論によって思考される理念は「統制的」であり、かつ理性推論はこうした理念に関する「仮説的」な手続きであるという二つの特徴が見出される。あるいはこれを換言して、理性推論において理念は統制的かつ仮説的に使用される、と述べてもよいだろう。

以上の二つの特徴の要点を述べるならば次のようにになる。まず一方では、

理性推論によって導かれる理性の原理が「統制的」であるのは、それは条件の遡及、すなわち背進の手続きをどのように行うべきか、ということを述べるにすぎず、その手続きによって導かれる無条件的なものを規定するものではないからである。しかし他方で、そうした理性推論における理性の使用はたんに「仮説的」でもあるのであって、なぜならそれは理性推論において普遍的なものとしての理念を仮定することで、その普遍的なものから特殊的なものを導出するという関係、すなわち認識間の体系を可能にするからである。

これら二つの性質を組み合わせると次のような推論の構造を考えることが可能であろう。まず背進の規則として背進をどう行うべきか、ということについては、理性推論において条件づけられたものから条件へと向かう上昇的系列を遡及していく、ということになるだろう。そして推論関係のために「普遍的なもの」が仮定されるが、この時の「普遍的なもの」は常に問題として残され、さらに高次の普遍的なもの、普遍的な条件がありうる。そして「普遍的なもの」が問題とされることで、背進における条件の遡及は常により普遍的なものの方に向けられることになる。カントはこうした統制的かつ仮説的な理性使用を裏付けるように、次のことを述べる。

超越論的理念は、ある優良な不可欠的かつ必然的な統制的使用を、すなわち悟性を有する目標に向けるという使用 (ein regulativer Gebrauch, nämlich den Verstand zu einem gewissen Ziele zu richten) をもつのであって、この目標に向かって悟性の全規則の方向線たち (die Richtungslinien) はある一点に集中するのである。この一点は、たんなる理念（虚焦点）にすぎないとはいっても、つまりそれはまったく可能的経験の限界の外に存するがゆえに、そこから悟性概念が現実に発する点ではないのではあるが、それにもかかわらず、悟性概念に対して最大の統一ならびに最大の拡大を与えるのに役立つ点である (B 672)。

つまり理性が条件への遡及において仮定する「理念」とは、一つの原理と

して諸条件の系列そのものの連関すなわち「統一」を可能にする概念であり、そして無条件的なものとしての理念とは、こうした諸条件の連関あるいは統一において悟性（の認識）を一つの目標に向けさせるものである。そしてその目標が与えられることによって、理性は与えられている経験（条件）のもとにとどまらずに、さらに「悟性をあらゆる獲得された経験（可能的経験全体の部分）を超えて、したがってまた最大かつ極限の拡張へと方向づける（abrichten）」（B 673）ことになる。カントは先に理性推論における条件づけられたものから条件へと至る条件の系列を「上昇的系列」と名づけたが、この系列において「無条件的なもの」として仮定される理念は条件づけられたものから条件への遡及を要求し可能とさせる、つまり諸条件の系列が「上昇的」であることを可能にするための概念なのである。つまり理念が「統制的」かつ「仮説的」に使用されるということは、「こうした使用によって可能な限り特殊な諸認識に統一をもたらし、こうしたことによって規則を普遍性へと漸近させる（nähern）ものである」（B 675）。「弁証論」の「仮象」に関する側面を別にして理性の推論構造から見いだされうるような「弁証論」の論理とは、こうして認識を普遍性へと漸近させるための、普遍性に関する認識の方向づけ（Richtung）に関する論理でもあり、理性に自らの本性によって課される「課題」とは、認識を常に普遍性へと近づけることである。

結論

本稿では「理性の本性」に着目し、「問い合わせ」「答え」「課題」という三つの関係を中心にして理性の推論構造について述べた。理性によって推論される概念として問題になるのは「理念」であるが、この「理念」には一種の「仮定」のような性質が見出され、そしてその性質に注意するならば、理念についての「統制的原理」と「仮説的使用」との区別を基に「弁証論」に一考が加えられうる余地がある。「弁証論」の論理において理性推論によって導かれる

「理念」とは一つの問題ではあるとしても、しかしそれは同時に認識を普遍性へと漸近させるための原理として、一種の積極的な役割を果たすのである。

カント自身は「弁証論」を「仮象の論理学」(B 170, 349)と名づけ、その論旨は理性が誤謬に陥るのを防ぐことにある、と述べているが、しかし単にそのような観点からのみ「弁証論」が論じられているわけではないことは確かであろう。だが「普遍性へと漸近させる」ことの詳細や、どのようにしてそれは可能かという点についてはなお不明瞭な点が残る。そうした問題について、「仮象の論理学」ないし「仮象」の内実に関する解釈を踏まえた上で「弁証論」全体の論理を整合的に読み替えることは、筆者の今後の目標したい。

[注]

- 1) 『純粹理性の批判』の「弁証論」に関する限りだけでも、理性は「原理の能力」(B 356)、「推論する能力」(B 386)、「概念を理念へと統合する」能力(B 672)、「特殊なものを普遍的なものから導き出す能力」(B 674)と定義されたり、このほかにも「べし(Sollen)」(B 576)を与える能力や、あるいはそれとの関連で「行為の恒常的な条件」(B 581)として行為に関係した能力として定義される。そしてさらに理性の「使用」に関して、「論理的使用」、「実在的使用」、「統制的使用」、「構成的使用」、「仮説的使用」そして「論争的使用」という区別が現れ、事情はさらに複雑になる。
- 2) たとえば Willaschek 1998 など。その他には、「統一の能力」という側面に重点を置く傾向も見出される(たとえば Höffe 2011, Zöller 2003 など)。
- 3) その他にも「人間」という概念を包摂する「生物」、「物質」などの概念を考えることも可能と考えられるが、本稿はその点には詳しく立ち入らない。
- 4) その他の理性推論としては次のものが見出されるが、それも同様に考えることができる。

理性推論 B (B 387)

P3 すべての合成されたものは可変的である

P4 物体は合成されたものである

K2 ゆえに物体は可変的である。

この時、「なぜ物体は合成されているか」に対して、物体には諸部分があるから(分子、原子、電子、陽子、中性子など)という答えが成立する。そしてその答えにおいて最終的に「単純な諸部分(B 462, 464)」といったものが存在するかどうか、ということが問題として残る。

- 5) この点については、問題となる「主語」は「私」であり、議論が複雑になるので割愛する。

【凡例】

カントの著作からの引用は、『純粹理性の批判』を除いて、アカデミー版カント全集のページを示す。巻数はローマ数字によって、頁数はアラビア数字によって示される。『純粹理性の批判』からの引用については慣例に従い、第1版をA、第2版をBと表記し、序文のみ頁数をローマ数字によって示す。

[参考文献]

- Alfredo Ferrarin, *The Powers of Pure Reason: Kant and the Idea of Cosmic Philosophy*, Chicago and London, 2015.
- Camilla Serck-Hanssen, "Die Nutzen von Illusionen. Ist die Idee der Seele unentbehrlich?", in *Über den Nutzen von Illusionen. Die regulativen Ideen in Kants theoretischer Philosophie*, hrsg. von Bernd Dörflinger und Günter Kruck, Zürich, 2011.
- Günter Zöller, "Die Möglichkeit und Grenzen der Vernunft", in *Die Fragen der Philosophie. Eine Einführung in Disziplinen und Epochen*, hrsg. von Eugen Fischer und Wilhelm Vossenkuhl, München, 2003.
- Marcus Willaschek, "Einleitung: Kants Kritik der reinen Vernunft" (mit G. Mohr), in *Kant: Kritik der reinen Vernunft*, hrsg. von G. Mohr und M. Willaschek, Berlin, 1998.
——— *Kant on the Sources of Metaphysics*, Cambridge, 2018.
- Michelle Grier, *Kant's Doctrine of Transcendental Illusion*, Cambridge, 2001.
- Otfried Höffe, *Kants Kritik der reinen Vernunft: Die Grundlegung der modernen Philosophie*, München, 2011.
- Susan Neiman, *The Unity of Reason: Rereading Kant*, New York and Oxford, 1994.

(大学院博士後期課程学生)

Zusammenfassung

Von der „Logik des Scheins“ zu einer Logik der Allgemeinheit: *Kritik der reinen Vernunft* und die Vernunft als das Vermögen zu schließen

Yasuyuki MIWA

In diesem Aufsatz geht es darum, im Ansatz in der „Dialektik“ der *Kritik der reinen Vernunft* eine andere Logik als die „Logik des Scheins“ herauszufinden.

Größtenteils entwickelt sich die Kritik der Vernunft in der „Dialektik“ der KrV. Zu ihrer Auffassung kommt es hierbei auf „die Natur der Vernunft“ an. Diese vernünftige Natur formuliert Kant im Folgenden: Die Vernunft wird „durch Fragen belästigt“ und versucht sie zu „beantworten“. Jedoch kann sie einigen Fragen keine Antwort geben. Solche Fragen werden „durch die Natur der Vernunft selbst aufgegeben“, d.h. als „Aufgabe“ verstanden. Anhand dieses doppelten Verhältnisses der „Frage“ zur „Antwort“ und „Aufgabe“ befasse ich mich mit der „Dialektik“, indem ich die Vernunft als „das Vermögen zu schließen“ in Betracht ziehe.

Nach Kant wird der Schluss von der Vernunft als „Vernunftschluss“ benannt. Im Hinblick auf seiner Darstellung hat dieser Schluss die Funktion, aus einem Obersatz vermittelst eines Untersatzes einen Schlussatz abzuleiten. Nach gründlicher Überlegung kann dennoch aus den Funktionen, in denen der Obersatz und Untersatz gelten, noch eine andere Funktion von höherer Ordnung gefunden werden. Kant selbst erklärt den Vernunftschluss nicht nur als einen Schluss, sondern auch als ein „Verfahren“, wodurch eine „aufsteigende Reihe“ von der Bedingungen entsteht. Von diesem Standpunkt aus ist es vorstellbar, dass Kant in der „Dialektik“ die Vorschriften in Bezug auf den „Regressus“ der Bedingungen behandelt. Dann wird in der Reihe der Bedingungen schließlich „das Unbedingte“ geschlossen. Das wird durch die Vernunft nur „angenommen“, jedoch kann man aber erst durch diese Annahme die Reihe von Bedingungen oder das Urteil von Bedingungen, als „System“ auf ein Allgemeineres „abrichten“, und der Allgemeinheit „n ä h e r n“. Durch diese Leseart lässt sich zum Schluss folgendes interpretieren: In der „Dialektik“ der KrV lässt sich eine Logik, die ermöglicht, von den gegebenen Bedingungen zu einer allgemeinen Bedingung aufzusteigen, d.h. die Logik von einer Art der „Richtung“ finden.